

長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が行う福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）に関する長野県（以下「県」という。）の基本的な方針を定めるとともに、これを推進することにより、個々の福祉サービス事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること、また、評価結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第三者評価事業 福祉サービス事業者（福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。以下同じ。）の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業をいう。
- (2) 評価機関 県の認証を得て、第三者評価事業を行う、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関をいう。

(推進組織)

第3条 県は、第三者評価事業の推進組織として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
- (2) 評価項目及び評価の手法に関すること。
- (3) 評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(長野県福祉サービス第三者評価推進委員会)

第4条 県は、前条の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、長野県福祉サービス第三者評価推進委員会での検討及び意見を踏まえ、同業務を推進する。

(評価機関の認証)

第5条 県は、評価機関の認証に関する基準（以下「認証基準」）を策定するものとする。

- 2 県は、評価機関の申請を受けて、認証基準に基づき認証を行うものとする。

(評価項目及び評価の手法)

第6条 県は、評価項目を策定するとともに、評価の手法を定めるものとする。

(評価結果の取扱い)

第7条 県は、評価機関の実施した評価結果の公表基準を策定するとともに、これに基づき評価結果を公表するものとする。また、併せて、事業所の所在する市町村に対して当該第三者評価結果を情報提供するなど、地域住民等に対する周知・広報に努めるものとする。

(評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修)

第8条 県は、評価機関の評価調査者（評価調査者の候補者を含む。）に対して、評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修を行うものとする。

(第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発)

第9条 県は、認証した評価機関に関する事項について情報公開を行うものとする。

2 県は、第三者評価事業に対する県民の正しい理解及び福祉サービス事業者の受審の促進を図るための普及・啓発を行うものとする。

(第三者評価事業に関する苦情への対応)

第10条 県は、第三者評価事業に対する苦情に対して、適切に対応するものとする。

(その他第三者評価事業の推進)

第11条 県は、認証した評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行うものとする。

(補足)

第12条 この要綱の実施について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。